

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

令和3年度見直し箇所

赤字

※抜粋※

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過の施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	41
障害児相談支援給付費	42
地域相談支援給付費（地域移行支援）	43
地域相談支援給付費（地域定着支援）	44
福祉型障害児入所施設給付費	45
医療型障害児入所施設給付費	49
児童発達支援給付費	51
医療型児童発達支援給付費	59
放課後等デイサービス給付費	60
居宅訪問型児童発達支援給付費	66
保育所等訪問支援給付費	67

○福祉型障害児入所施設給付費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超過する場合	入所実績計算が用いられない場合	身体拘束体位未実施施設	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重症障害児支援加算	重症重複障害児加算	重症重複障害児加算	施設行動計画を特別支援加算	乳幼児加算	心身障害児を配置している場合(1日につき)	右便器・右洗面・右脱衣加算(1日につき)	右便器・右洗面・右脱衣加算(1日につき)	原則措置費(5%増)に追加(1日につき)	ソーシャルワーク配位加算
イ 知的障害児の割合														
(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (941単位)			+45単位						+10単位	+10単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +31単位 ロ 児童指導員等の配置 +12単位	1日につき +59単位
(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (823単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,697単位) (三)当該施設が単独施設 (941単位)			+148単位						+10単位	+10単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +31単位 ロ 児童指導員等の配置 +12単位	1日につき +59単位
(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (654単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,090単位) (三)当該施設が単独施設 (863単位)			+73単位						+10単位	+10単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +101単位 ロ 児童指導員等の配置 +15単位	1日につき +79単位
(4)定員21人以上30人以下	(823単位)			+69単位						+10単位	+10単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +41単位 ロ 児童指導員等の配置 +15単位	1日につき +53単位
(5)定員31人以上40人以下	(688単位)			+39単位						33単位	110単位	111単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +22単位 ロ 児童指導員等の配置 +22単位	1日につき +40単位
(6)定員41人以上50人以下	(614単位)			+29単位						+29単位	+29単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +4単位 ロ 児童指導員等の配置 +26単位	1日につき +32単位
(7)定員51人以上60人以下	(590単位)			+26単位						+29単位	+29単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +29単位 ロ 児童指導員等の配置 +20単位	1日につき +28単位
(8)定員61人以上70人以下	(568単位)			+23単位						13単位	123単位	123単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +21単位 ロ 児童指導員等の配置 +17単位	1日につき +23単位
(9)定員71人以上80人以下	(545単位)			+20単位						+19単位	+19単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +19単位 ロ 児童指導員等の配置 +15単位	1日につき +20単位
(10)定員81人以上90人以下	(526単位)			+17単位						+17単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +16単位 ロ 児童指導員等の配置 +13単位	1日につき +18単位
(11)定員91人以上100人以下	(504単位)			+14単位						+14単位	+14単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +14単位 ロ 児童指導員等の配置 +12単位	1日につき +16単位
(12)定員101人以上110人以下	(501単位)			+13単位						+13単位	+13単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +14単位 ロ 児童指導員等の配置 +10単位	1日につき +14単位
(13)定員111人以上120人以下	(499単位)			+12単位	イ 重症障害児支援加算(1日につき) +153単位 ロ 重症障害児支援加算(1日につき) +198単位 *別に定める条件に合致する場合 +11単位					+12単位	+12単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +14単位 ロ 児童指導員等の配置 +10単位	1日につき +13単位
(14)定員121人以上130人以下	(496単位)			+11単位						+11単位	+11単位	+11単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +12単位 ロ 児童指導員等の配置 +9単位	1日につき +12単位
(15)定員131人以上140人以下	(493単位)			+10単位						+10単位	+10単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +11単位 ロ 児童指導員等の配置 +8単位	1日につき +11単位
(16)定員141人以上150人以下	(490単位)			+9単位						+9単位	+9単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +11単位 ロ 児童指導員等の配置 +8単位	1日につき +11単位
(17)定員151人以上160人以下	(485単位)			+9単位						+9単位	+9単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +9単位 ロ 児童指導員等の配置 +7単位	1日につき +10単位
(18)定員161人以上170人以下	(481単位)			+9単位						+9単位	+9単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の配置 +9単位 ロ 児童指導員等の配置 +7単位	1日につき +9単位

□ 自衛隊等の場合	(19)定員171人以上180人以下	(477単位)	48単位	18単位	18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +9単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +9単位
	(20)定員181人以上190人以下	(473単位)	48単位	19単位	19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +9単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +9単位
	(21)定員191人以上	(470単位)	48単位	19単位	19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +9単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +9単位
	(1)定員30人以下	(881単位)	48単位	20単位	20単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
	(2)定員31人以上40人以下	(759単位)	48単位	21単位	21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
	(3)定員41人以上50人以下	(721単位)	48単位	21単位	21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
	(4)定員51人以上60人以下	(683単位)	48単位	21単位	21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
ハ 民間の場合	(5)定員61人以上70人以下	(657単位)	48単位	21単位	21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
	(6)定員71人以上	(628単位)	48単位	21単位	21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +10単位 ロ 医療従事者等の確保 +9単位	1日につき +10単位
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,225単位)	+298単位	1日につき +111単位	イ 専門職員(理学療法士等)の確保 +111単位 ロ 医療従事者等の確保 +112単位	1日につき +111単位
		(二)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位			
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位			
		(二)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位			
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,870単位)	+49単位			
		(三)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位			
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(682単位)	+98単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,337単位)	+49単位			
		(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+49単位			
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(633単位)	+73単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,122単位)	+49単位			
		(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+49単位			
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(567単位)	+58単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(1,005単位)	+49単位			
		(三)当該施設が単独施設	(856単位)	+49単位			
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(533単位)	+49単位			
		(二)当該施設が主たる施設	(856単位)	+49単位			
(三)当該施設が単独施設		(856単位)	+49単位				
18)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(754単位)	+38単位				
	(二)当該施設が単独施設	(754単位)	+38単位				
19)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(701単位)	+38単位				
	(二)当該施設が単独施設	(701単位)	+38単位				

$\times 952/1,000$ $\times 70/100$
 計算が適用される月
 から2月目まで
 $\times 70/100$
 3月以上適用して計算
 の場合
 $\times 50/100$

利用者企業について、1日に
 つき50単位を減算

ハ 重複認定
 加算(出)
 1日につき
 +158単位
 二重認定
 加算(入)
 1日につき
 +158単位

*別に定める要件に
 該当する場合
 +11単位

* 公
 認
 団
 体の
 場合
 +10
 単位

二才高昇 の場合	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (615単位)	+29単位	-29単位	+29単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +25単位	1日につき +32単位																																																
		(二)当該施設が単独施設 (615単位)																																																						
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (593単位)							+26単位	-17単位	+26単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +26単位	1日につき +28単位																																										
		(二)当該施設が単独施設 (593単位)																																																						
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (572単位)													+23単位	-19単位	+23単位	+23単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +23単位	1日につき +23単位																																				
		(二)当該施設が単独施設 (572単位)																																																						
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (550単位)																			+20単位	-19単位	+20単位	+20単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +20単位	1日につき +20単位																														
		(二)当該施設が単独施設 (550単位)																																																						
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (531単位)																									+17単位	-11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +17単位	1日につき +18単位																								
		(二)当該施設が単独施設 (531単位)																																																						
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (510単位)																															+14単位	-19単位	+14単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +12単位	1日につき +18単位																		
		(二)当該施設が単独施設 (510単位)																																																						
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (1,225単位)																																					+206単位	+206単位	+206単位	+206単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +191単位 ロ 介護支援員 等の専任 +115単位	1日につき +159単位												
		(二)当該施設が単独施設 (966単位)																																																						
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)																																											+148単位	+148単位	+148単位	+148単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +131単位 ロ 介護支援員 等の専任 +172単位	1日につき +98単位						
		(二)当該施設が単独施設 (966単位)																																																						
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)																																																	+148単位	+148単位	+148単位	+148単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +131単位 ロ 介護支援員 等の専任 +172単位	1日につき +159単位
		(二)当該施設が主たる施設 (1,857単位)																																																						
		(三)当該施設が単独施設 (966単位)																																																						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (883単位)																																																						
	(二)当該施設が主たる施設 (1,326単位)																																																							
	(三)当該施設が単独施設 (880単位)																																																							
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (836単位)	+73単位	+73単位	+73単位	+73単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +101単位 ロ 介護支援員 等の専任 +75単位	1日につき +79単位																																																	
	(二)当該施設が主たる施設 (1,120単位)																																																							
	(三)当該施設が単独施設 (880単位)																																																							
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (863単位)							+69単位	+69単位	+69単位	+69単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +111単位 ロ 介護支援員 等の専任 +58単位	1日につき +83単位																																											
	(二)当該施設が主たる施設 (949単位)																																																							
	(三)当該施設が単独施設 (851単位)																																																							
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (836単位)													+69単位	+69単位	+69単位	+69単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +111単位 ロ 介護支援員 等の専任 +58単位	1日につき +83単位																																					
	(二)当該施設が主たる施設 (851単位)																																																							
	(三)当該施設が単独施設 (851単位)																																																							
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (750単位)																			+38単位	+38単位	+38単位	+38単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +14単位 ロ 介護支援員 等の専任 +57単位	1日につき +45単位																															
	(二)当該施設が単独施設 (750単位)																																																							
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (692単位)																									+39単位	+39単位	+39単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +15単位 ロ 介護支援員 等の専任 +52単位	1日につき +40単位																									
	(二)当該施設が単独施設 (692単位)																																																							
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (612単位)																															+29単位	+29単位	+29単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +26単位	1日につき +32単位																			
	(二)当該施設が単独施設 (612単位)																																																							
(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (690単位)																																					+28単位	+28単位	+28単位	+28単位	イ 専門職員(理学療法士等)の 専任 +3単位 ロ 介護支援員 等の専任 +26単位	1日につき +28単位													
	(二)当該施設が単独施設 (690単位)																																																							

ホ 車いす
と昇降機
の両方
が設置
される
場合
+143単位
+171単位

ヘ 重要
な要
求に
応ず
る
場合
+11単位

※別に
定め
る要
求に
合致
する
場合
+11単位

不特定不 自由居の 場合	(1)定員81人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (570単位)	+23単位	-13単位	+29単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 23単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +23単位									
		(二)当該施設が単独施設 (970単位)						+20単位	-13単位	+29単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 20単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +20単位				
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (548単位)	+17単位	-11単位	+19単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 17単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +17単位									
		(二)当該施設が単独施設 (548単位)						+14単位	-10単位	+19単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 14単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +14単位				
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (528単位)	+20単位	-11単位	+27単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 20単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +20単位									
		(二)当該施設が単独施設 (528単位)						+17単位	-10単位	+27単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 17単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +17単位				
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (508単位)	+23単位	-11単位	+30単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 23単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +23単位									
		(二)当該施設が単独施設 (508単位)						+17単位	-14単位	+30単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 17単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +17単位				
	(1)定員50人以下	(753単位)	ト 専任 ケア支援 加算(Ⅳ) 1日につき +188単位	1日につき +78単位	-20単位	+23単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 23単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位						1日につき +23単位			
	(2)定員51人以上60人以下	(739単位)						-17単位	+26単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 26単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +26単位					
	(3)定員61人以上70人以下	(724単位)										-19単位		+23単位	イ 専門職員(理 療療法士等)の 確保 23単位 ロ 介護職員 等の確保 +13単位	1日につき +23単位
	(4)定員71人以上	(708単位)														

※ 令和5年6月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,000/1,000に相当する単位数を算定する。

入院・外泊
加算
イ 入院・外泊加算(Ⅰ)
ロ 入院・外泊加算(Ⅱ)

×960/1,000

入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を上限、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を上限として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定

看護加算	イ 自派別加算(Ⅰ) ロ 自派別加算(Ⅱ)	(当該施設1人につき300日を限度として、1日につき337単位を加算) (当該施設1人につき300日を限度として、1日につき448単位を加算)
入居・外泊 加算(Ⅲ)	イ 30日を超える入居期間が4日以上 ロ 30日を超える入居期間が4日以上	(1日につき361単位を加算) (1日につき1122単位を加算)
福祉専門職員加算	イ 福祉専門職員加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算) (1日につき4単位を加算)

地域加算		
(入居中2回、退居後1回を限度として、200単位を加算)		
栄養士加 算	イ 栄養士加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき42単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき42単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき48単位を加算) (5)定員71人以上80人以下 (1日につき53単位を加算) (6)定員81人以上90人以下 (1日につき53単位を加算) (7)定員91人以上100人以下 (1日につき53単位を加算) (8)定員101人以上110人以下 (1日につき53単位を加算) (9)定員111人以上120人以下 (1日につき53単位を加算) (10)定員121人以上130人以下 (1日につき53単位を加算) (11)定員131人以上140人以下 (1日につき53単位を加算) (12)定員141人以上150人以下 (1日につき53単位を加算) (13)定員151人以上160人以下 (1日につき53単位を加算) (14)定員161人以上170人以下 (1日につき53単位を加算) (15)定員171人以上180人以下 (1日につき53単位を加算) (16)定員181人以上190人以下 (1日につき53単位を加算) (17)定員191人以上 (1日につき53単位を加算)
	ロ 栄養士加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき15単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき10単位を加算) (5)定員71人以上80人以下 (1日につき10単位を加算) (6)定員81人以上90人以下 (1日につき10単位を加算) (7)定員91人以上100人以下 (1日につき10単位を加算) (8)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算) (9)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算) (10)定員121人以上130人以下 (1日につき10単位を加算) (11)定員131人以上140人以下 (1日につき10単位を加算) (12)定員141人以上150人以下 (1日につき10単位を加算) (13)定員151人以上160人以下 (1日につき10単位を加算) (14)定員161人以上170人以下 (1日につき10単位を加算) (15)定員171人以上180人以下 (1日につき10単位を加算) (16)定員181人以上190人以下 (1日につき10単位を加算) (17)定員191人以上 (1日につき10単位を加算)

栄養士加算 (1日につき12単位を上限)

小規模グループケア加算 (1日につき240単位を上限)

福祉・介護 職員等特 定加算	イ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 960/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員等特定加算の併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 480/1,000)	
福祉・介護 職員等特 定加算	イ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 960/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員等特定加算の併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 390/1,000)	

福祉・介護 職員等特 定加算	イ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 420/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員等特定加算の併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員等特定加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 390/1,000)	

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
		地方公共団体が設置する指定養護型障害児入所施設の場合	利用者の数を利用定員を定える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束後止未実施計算	重度障害児支援加算	重度障害確定見加算	臨床行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員配る加算	ソーシャルワーカー配置加算															
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合	(352単位)				イ 重症障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重症障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 *別に定める要件に該当する場合 +11単位	1日につき +111単位			1日につき +26単位 *公認心理師の場合 +10単位																
	(2) 肢体不自由児の場合	(175単位)				ハ 重症障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +198単位			1日につき +70単位																	
	(3) 重症心身障害児の場合	(914単位)																								
ロ 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで	(420単位)	×955/1,000	×70/100	イ 重症障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重症障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 *別に定める要件に該当する場合 +11単位	1日につき +111単位	臨床行動障害児特別支援加算	1日につき +70単位	1日につき +26単位 *公認心理師の場合 +10単位	1日につき +40単位															
		(二)61日目以降90日まで	(384単位)																							
		(三)91日目以降180日まで	(352単位)																							
		(四)181日目以降	(318単位)																							
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(206単位)										3月以上連続して減算の場合 ×50/100	イ 重症障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重症障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 *別に定める要件に該当する場合 +11単位	1日につき +111単位	臨床行動障害児特別支援加算	1日につき +70単位	1日につき +26単位 *公認心理師の場合 +10単位	1日につき +40単位							
		(二)61日目以降90日まで	(190単位)																							
		(三)91日目以降180日まで	(175単位)																							
		(四)181日目以降	(160単位)																							
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,101単位)																	利用者全員について、1日につき5単位を減算	イ 重症障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重症障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 *別に定める要件に該当する場合 +11単位	1日につき +111単位	臨床行動障害児特別支援加算	1日につき +70単位	1日につき +26単位 *公認心理師の場合 +10単位	1日につき +40単位
		(二)61日目以降90日まで	(1,003単位)																							
		(三)91日目以降180日まで	(914単位)																							
		(四)181日目以降	(825単位)																							
ハ 指定発達支援養成機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(127単位)			ハ 重症障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位	臨床行動障害児特別支援加算	1日につき +70単位																		
	(2) 重症心身障害児の場合	(890単位)																								
ニ 指定発達支援養成機関で有期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(153単位)			ハ 重症障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +198単位	1日につき +111単位	臨床行動障害児特別支援加算	1日につき +70単位																	
		(二)61日目以降90日まで	(139単位)																							
		(三)91日目以降180日まで	(127単位)																							
		(四)181日目以降	(115単位)																							
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,077単位)																							
		(二)61日目以降90日まで	(979単位)																							
		(三)91日目以降180日まで	(890単位)																							
		(四)181日目以降	(801単位)																							

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき448単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
保育職員加算加算		(1日につき20単位を加算)
地域移行加算		(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
小規模グループケア加算		(1日につき240単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×78/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可</p> <p>注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能</p>
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×58/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×32/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの80/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×5/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可</p> <p>注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能</p>
-----------------	-----------------------	---

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×43/1,000)	<p>注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p>
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×39/1,000)	

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共団体が実施する場合	利用者の数が利用可能な定員を超過する場合	設置すべき児童発達支援センター(児童発達支援センター)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援センターの員数が標準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援センターが作成されない場合	開所時間調整	自己評価結果が公表済	身体障害者止未定定員	人工内耳使用児(1日あたり)	児童発達支援加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加算(1日につき)	児童発達支援加算(1日につき)			
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)医療的ケア児(32点以上)の場合	(一) 定員30人以下 (3,086単位)									① 専門職員(理学療法士等の場合) 42単位 ② 児童発達支援加算 44単位 ③ その他の従事者の場合 +30単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +4単位				
		(二) 定員31人以上40人以下 (3,005単位)										① 専門職員(理学療法士等の場合) 53単位 ② 児童発達支援加算 36単位 ③ その他の従事者の場合 +20単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +35単位				
		(三) 定員41人以上50人以下 (2,930単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 42単位 ② 児童発達支援加算 27単位 ③ その他の従事者の場合 +20単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +27単位			
		(四) 定員51人以上60人以下 (2,859単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 54単位 ② 児童発達支援加算 22単位 ③ その他の従事者の場合 +16単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +22単位			
		(五) 定員61人以上70人以下 (2,830単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 29単位 ② 児童発達支援加算 19単位 ③ その他の従事者の場合 +14単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +19単位			
		(六) 定員71人以上80人以下 (2,804単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 16単位 ② 児童発達支援加算 16単位 ③ その他の従事者の場合 +12単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +16単位			
		(七) 定員81人以上 (2,778単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 22単位 ② 児童発達支援加算 15単位 ③ その他の従事者の場合 11単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +11単位			
		(2)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合	(一) 定員30人以下 (2,086単位)											① 専門職員(理学療法士等の場合) 42単位 ② 児童発達支援加算 44単位 ③ その他の従事者の場合 +30単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +4単位		
		(二) 定員31人以上40人以下 (2,005単位)												① 専門職員(理学療法士等の場合) 53単位 ② 児童発達支援加算 36単位 ③ その他の従事者の場合 +20単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +35単位		
		(三) 定員41人以上50人以下 (1,930単位)												① 専門職員(理学療法士等の場合) 42単位 ② 児童発達支援加算 27単位 ③ その他の従事者の場合 +20単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +27単位		
		(四) 定員51人以上60人以下 (1,859単位)												① 専門職員(理学療法士等の場合) 54単位 ② 児童発達支援加算 22単位 ③ その他の従事者の場合 +16単位	① 理学療法士等の場合 +10単位 ② 児童発達支援加算 +22単位		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が指定する場合	利用者の数が利用施設を超過する場合は、又は	配置するべき職員が不足する場合は、又は	法定検査実施管理責任者の職務に基かない場合は、又は	通所支援計画を作成されていない場合	開所時間	自己評価結果等公表減算	身体拘束禁止未実施減算	人工内臓等利用未実施減算(1日あたり)	児童指導員等追加配置(1日につき)	専門的支援追加配置(1日につき)	看護職員追加配置(1日につき)	共生型サービス実施削減加算			
	(五) 定員61人以上70人以下	(1,830単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 29単位 ② 児童指導員等の場合 +19単位 ③ その他の従業者の場合 +14単位	① 理学療法士等の場合 +25単位 ② 児童指導員の場合 +19単位					
	(六) 定員71人以上80人以下	(1,804単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 28単位 ② 児童指導員等の場合 16単位 ③ その他の従業者の場合 12単位	① 理学療法士等の場合 +25単位 ② 児童指導員の場合 +16単位					
	(七) 定員81人以上	(1,778単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 27単位 ② 児童指導員等の場合 15単位 ③ その他の従業者の場合 11単位	① 理学療法士等の場合 +25単位 ② 児童指導員の場合 +15単位					
	(3)医療的ケア児(16点未満)の場合										① 専門職員(理学療法士等)の場合 26単位 ② 児童指導員等の場合 14単位 ③ その他の従業者の場合 10単位	① 理学療法士等の場合 +22単位 ② 児童指導員の場合 +14単位					
	(一) 定員30人以下	(1,753単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 25単位 ② 児童指導員等の場合 13単位 ③ その他の従業者の場合 9単位	① 理学療法士等の場合 +22単位 ② 児童指導員の場合 +14単位					
	(二) 定員31人以上40人以下	(1,672単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 24単位 ② 児童指導員等の場合 12単位 ③ その他の従業者の場合 8単位	① 理学療法士等の場合 +23単位 ② 児童指導員等の場合 +12単位					
	(三) 定員41人以上50人以下	(1,597単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 23単位 ② 児童指導員等の場合 11単位 ③ その他の従業者の場合 7単位	① 理学療法士等の場合 +22単位 ② 児童指導員の場合 +11単位					
	(四) 定員51人以上60人以下	(1,526単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 22単位 ② 児童指導員等の場合 10単位 ③ その他の従業者の場合 6単位	① 理学療法士等の場合 +24単位 ② 児童指導員の場合 +22単位					
	(五) 定員61人以上70人以下	(1,497単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 21単位 ② 児童指導員等の場合 9単位 ③ その他の従業者の場合 5単位	① 理学療法士等の場合 +23単位 ② 児童指導員の場合 +19単位					
	(六) 定員71人以上80人以下	(1,471単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 20単位 ② 児童指導員等の場合 8単位 ③ その他の従業者の場合 4単位	① 理学療法士等の場合 +24単位 ② 児童指導員の場合 +16単位					
	(七) 定員81人以上	(1,445単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 19単位 ② 児童指導員等の場合 7単位 ③ その他の従業者の場合 3単位	① 理学療法士等の場合 +25単位 ② 児童指導員の場合 +15単位					
	(4) (1)から(3)以外の場合										① 専門職員(理学療法士等)の場合 18単位 ② 児童指導員等の場合 6単位 ③ その他の従業者の場合 2単位	① 理学療法士等の場合 +24単位 ② 児童指導員の場合 +14単位					
	(一) 定員30人以下	(1,086単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 17単位 ② 児童指導員等の場合 5単位 ③ その他の従業者の場合 1単位	① 理学療法士等の場合 +23単位 ② 児童指導員の場合 +4単位					
	(二) 定員31人以上40人以下	(1,005単位)									① 専門職員(理学療法士等)の場合 16単位 ② 児童指導員等の場合 4単位 ③ その他の従業者の場合 0単位	① 理学療法士等の場合 +23単位 ② 児童指導員の場合 +3単位					

			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		基本部分	地方公共 団体が採 取する場 合	利用者の 数が利用 促進を促 す場合 又は 又は	配属する 数に相当 する職員 が不足す る場合 又は 又は	法定定員 を超過す る場合 又は 又は	通所支援 計画に作 成されない 場合	開所時間 減算	自己評価 結果等実 公表減算	身体拘束 防止実表 減算	人工内 部 送迎実 績公表 (1日あたり)	児童指導 員等加配 加算 (1日につき)	専門的支 援加算 (1日につき)	看護職員 加配加算 (1日につき)	共生型 サービス 提供加算			
		(三) 定員41人以上50人以下										① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +42単位 ② 児童指導 員等の場合 +27単位 ③ その他の 従業者の場 合 +20単位	① 理学療法 士等の場合 +42単位 ② 児童指導 員の場合 +27単位					
		(四) 定員51人以上60人以下										① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +34単位 ② 児童指導 員等の場合 +22単位 ③ その他の 従業者の場 合 +16単位	① 理学療法 士等の場合 +34単位 ② 児童指導 員の場合 +22単位					
		(五) 定員61人以上70人以下										① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +26単位 ② 児童指導 員等の場合 +18単位 ③ その他の 従業者の場 合 +14単位	① 理学療法 士等の場合 +26単位 ② 児童指導 員の場合 +18単位					
		(六) 定員71人以上80人以下										① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +20単位 ② 児童指導 員等の場合 +16単位 ③ その他の 従業者の場 合 +12単位	① 理学療法 士等の場合 +20単位 ② 児童指導 員の場合 +16単位					
		(七) 定員81人以上										① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +20単位 ② 児童指導 員等の場合 +16単位 ③ その他の 従業者の場 合 +11単位	① 理学療法 士等の場合 +22単位 ② 児童指導 員の場合 +16単位					
口 難病児の場合	(1) 医療的ケア児 (32点以上)の場 合	(一) 定員20人以下										+603単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +603単位 ② 児童指導 員等の場合 +62単位 ③ その他の 従業者の場 合 +45単位	① 理学療法 士等の場合 +33単位 ② 児童指導 員の場合 +42単位				
		(二) 定員21人以上30人以下										+531単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +49単位 ② 児童指導 員等の場合 +49単位 ③ その他の 従業者の場 合 +36単位	① 理学療法 士等の場合 +30単位 ② 児童指導 員の場合 +40単位				
		(三) 定員31人以上40人以下										+488単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +33単位 ② 児童指導 員等の場合 +33単位 ③ その他の 従業者の場 合 +26単位	① 理学療法 士等の場合 +26単位 ② 児童指導 員の場合 +30単位				
		(四) 定員41人以上										+445単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +42単位 ② 児童指導 員等の場合 +27単位 ③ その他の 従業者の場 合 +20単位	① 理学療法 士等の場合 +42単位 ② 児童指導 員の場合 +27単位				
	(2) 医療的ケア児 (16点以上32点 未満)の場合	(一) 定員20人以下										+603単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +603単位 ② 児童指導 員等の場合 +62単位 ③ その他の 従業者の場 合 +45単位	① 理学療法 士等の場合 +33単位 ② 児童指導 員の場合 +42単位				
		(二) 定員21人以上30人以下										+531単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +49単位 ② 児童指導 員等の場合 +49単位 ③ その他の 従業者の場 合 +36単位	① 理学療法 士等の場合 +30単位 ② 児童指導 員の場合 +40単位				
		(三) 定員31人以上40人以下										+488単位	① 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +33単位 ② 児童指導 員等の場合 +33単位 ③ その他の 従業者の場 合 +26単位	① 理学療法 士等の場合 +26単位 ② 児童指導 員の場合 +30単位				

			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		基本部分	地方公共団体が指定する場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は	配属する者の数が別項の定員を超えない場合は
		(四) 定員41人以上 (1,976単位)												
		(3)医療的ケア児(16歳未満)の場合												
		(一) 定員20人以下 (2,051単位)												
		(二) 定員21人以上30人以下 (1,858単位)												
		(三) 定員31人以上40人以下 (1,742単位)												
		(四) 定員41人以上 (1,642単位)												
		(4) (1)から(3)以外の場合												
		(一) 定員20人以下 (1,384単位)												
		(二) 定員21人以上30人以下 (1,191単位)												
		(三) 定員31人以上40人以下 (1,075単位)												
		(四) 定員41人以上 (975単位)												
		ハ 重症心身障害児児の場合												
		(1) 定員15人以下 (1,331単位)												
		(2) 定員16人以上20人以下 (1,040単位)												
		(3) 定員21人以上 (924単位)												

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共 団体が保 養する場 合	利用者の 数が利用 促進を促 す場合	配属する 保健師 が不足し ていない 場合	指定介護 施設管理 責任者の 人数が基 準に満た ない場合 (1日につき)	通所支援 計画が作 成されない 場合	開所時間 減算	自己評価 結果等実 公表減算	身体測定 等実施減 算	人工内 部 送迎減算 (1日あたり)	児童指導 員等配置 加算 (1日につき)	専門的支 援加算 (1日につき)	看護職員 加算加算 (1日につき)	共生型 サービス実 施加算				
児童発達 支援セン ター以外 で行う場 合	二 障害児(重症心 身障害児を除く)の 場合	(1)主に未 就学児	(一)医療的ケア 児(32点以上)の 場合	(a) 定員10人以下	(2,885単位)						1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +90単位	1) 理学療法 士等の場合 +187単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位						
			(b) 定員11人以上20人以下	(2,613単位)								1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +80単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位					
			(c) 定員21人以上	(2,486単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +75単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位				
			(二)医療的ケア 児(16点以上32 点未満)の場合	(a) 定員10人以下	(1,885単位)								1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +90単位	1) 理学療法 士等の場合 +187単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位				
			(b) 定員11人以上20人以下	(1,613単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +80単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位				
			(c) 定員21人以上	(1,486単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +75単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位				
			(三)医療的ケア 児(16点未満)の 場合	(a) 定員10人以下	(1,552単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +90単位	1) 理学療法 士等の場合 +187単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位			
			(b) 定員11人以上20人以下	(1,280単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +80単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位			
			(c) 定員21人以上	(1,153単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +75単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位			
			(四)(一)から(三) 以外の場合	(a) 定員10人以下	(885単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +90単位	1) 理学療法 士等の場合 +187単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位			
			(b) 定員11人以上20人以下	(613単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +80単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位			
			(c) 定員21人以上	(486単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +75単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位			

減算が適用さ
れる月より
×70/100

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共 団体が強 行する集 合	両用者の 数に制限 がある集 合	風通す不 透な壁を 用いた集 合	扉や窓を 開けられ ない集 合	通気支障 がない集 合	開所時間 深夜	自己評価 結果等未 公表集 合	身体測定 後未公表 集 合	人工内 科等 集 合	児童指導 員等 加算 (1日につき 1名)	専門的支 援加算 (1日につき 1名)	看護職員 加算加算 (1日につき 1名)	共生型 サービス 提供加算	
(2)上記以 外	(一)医療的ケア 児(32点以上) の場合	(a) 定員10人以下 (2,754単位)	1月以上継続 して33名の集 合 +531186	1月以上継続 して33名の集 合 +531186	1月以上継続 して33名の集 合 +531186	1月以上継続 して33名の集 合 +531186					1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +50単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位			
		(b) 定員11人以上20人以下 (2,513単位)									1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +60単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位			
		(c) 定員21人以上 (2,404単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位		
	(二)医療的ケア 児(16点以上32 点未満)の場合	(a) 定員10人以下 (1,754単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +50単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位		
		(b) 定員11人以上20人以下 (1,513単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +60単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位		
		(c) 定員21人以上 (1,404単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位		
	(三)医療的ケア 児(16点未満)の 場合	(a) 定員10人以下 (1,421単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +50単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位		
		(b) 定員11人以上20人以下 (1,180単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +60単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位		
		(c) 定員21人以上 (1,071単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位		
	(四)(一)から (三)以外の場合	(a) 定員10人以下 (754単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +123単位 3) その他の 従業者の場 合 +60単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +123単位		
		(b) 定員11人以上20人以下 (513単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +82単位 3) その他の 従業者の場 合 +60単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +82単位		
		(c) 定員21人以上 (404単位)										1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +123単位 2) 児童指導 員等の場合 +49単位 3) その他の 従業者の場 合 +36単位	1) 理学療法 士等の場合 +123単位 2) 児童指導 員の場合 +49単位		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	地方公共団体が実施する場合	利用者の数が利用定員を超えたる場合	配属予定者数(定員数)を超過する場合は、超過する人数を1日につき1単位として加算する。	指定された施設が、指定された施設に該当しない場合は、1日につき1単位として加算する。	通所支援計画が作成されていない場合は、1日につき1単位として加算する。	隔所時間減算	自己評価結果等公表減算	身体拘束防止未実施減算	人工内服薬使用未実施減算(1日あたり)	児童虐待被害者等加算(1日につき1単位)	専門的支援加算(1日につき1単位)	看護職員加算(1日につき1単位)	共生型サービス提供加算	
ホ	重症心身障害児者の場合	(1) 定員5人 (2,098単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +248単位 ② 児童指導員等の場合 +247単位 ③ その他の従業者の場合 +190単位	① 理学療法士等の場合 +314単位 ② 児童指導員の場合 +247単位	イ 402単位 ロ 402単位		
		(2) 定員6人 (1,757単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +192単位 ② 児童指導員等の場合 +208単位 ③ その他の従業者の場合 +150単位	① 理学療法士等の場合 +192単位 ② 児童指導員の場合 +208単位	イ 323単位 ロ 366単位		
		(3) 定員7人 (1,511単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +203単位 ② 児童指導員等の場合 +178単位 ③ その他の従業者の場合 +129単位	① 理学療法士等の場合 +203単位 ② 児童指導員の場合 +178単位	イ 406単位 ロ 372単位		
		(4) 定員8人 (1,326単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +204単位 ② 児童指導員等の場合 +154単位 ③ その他の従業者の場合 +132単位	① 理学療法士等の場合 +204単位 ② 児童指導員の場合 +154単位	イ 429単位 ロ 385単位		
		(5) 定員9人 (1,184単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 ② 児童指導員等の場合 +137単位 ③ その他の従業者の場合 +106単位	① 理学療法士等の場合 +208単位 ② 児童指導員の場合 +137単位	イ 444単位 ロ 400単位		
		(6) 定員10人 (1,069単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +193単位 ② 児童指導員等の場合 +123単位 ③ その他の従業者の場合 +90単位	① 理学療法士等の場合 +193単位 ② 児童指導員の場合 +123単位	イ 400単位 ロ 367単位		
		(7) 定員11人以上 (837単位)								① 専門職員(理学療法士等)の場合 +158単位 ② 児童指導員等の場合 82単位 ③ その他の従業者の場合 60単位	① 理学療法士等の場合 +158単位 ② 児童指導員の場合 +82単位	イ 323単位 ロ 284単位		
ヘ	共生型児童発達支援給付費	(591単位)											イ 児童サービス提供施設職員の場合 +123単位 ロ 児童サービスの場合 +123単位 ハ 児童サービス提供施設職員の場合 +123単位	
ト	基準該当児童発達支援給付料	(1) 基準該当児童発達支援給付料(Ⅰ) (701単位) (2) 基準該当児童発達支援給付料(Ⅱ) (591単位)		児童が乗用車に乗る日から2月間まで +22/100 児童が乗用車に乗る日から4月間まで +42/100 児童が乗用車に乗る日から6月間まで +52/100	児童が乗用車に乗る日から2月間まで +22/100 児童が乗用車に乗る日から4月間まで +42/100 児童が乗用車に乗る日から6月間まで +52/100	児童が乗用車に乗る日から2月間まで +22/100 児童が乗用車に乗る日から4月間まで +42/100 児童が乗用車に乗る日から6月間まで +52/100								
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。														
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)												
事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき80単位を加算)												
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)												
利用者負担上乗管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき8単位を加算)											

○医療型児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注
			地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	身体拘束禁止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	(389単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合	(501単位)					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合	(338単位)	※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。				
	ニ 重症心身障害児の場合	(450単位)					
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)					
事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)					
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)					
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)					
個別サポート加算(Ⅰ)		(1日につき100単位を加算)					
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき125単位を加算)					
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100				
保育職員加配加算		(1日につき50単位を加算)	注 一定の条件を満たす場合 +22単位				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)				
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)				
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)					
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×126/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×92/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×51/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの80/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×20/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×13/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×10/1,000)					

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注									
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配属すべき 従業者(児童 発達支援 管理者)の 数が定員に 満たない場 合(1日につき)	児童発達支 援管理者の 員数に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果平未公表 減算	身体拘束医 止未実施減 算	児童指導員 等加配加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につき)	管理職員加 配加算 (1日につき)	共生型サー ビス化加算	その他	
イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)直分1 (3時間以 上)	(一)医療 的ケア児 (32点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(2,604単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +87単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+187単位			
		(b)定員11人以上20人以下	(2,402単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+125単位				
		(c)定員21人以上	(2,302単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +43単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+75単位				
	(二)医療 的ケア児 (16点以上 32点未満) の場合	(a)定員10人以下	(1,604単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +87単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+187単位				
		(b)定員11人以上20人以下	(1,402単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+125単位				
		(c)定員21人以上	(1,302単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +43単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+75単位				
	(三)医療 的ケア児 (16点未 満)の場合	(a)定員10人以下	(1,271単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +87単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+187単位				
		(b)定員11人以上20人以下	(1,069単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+125単位				
		(c)定員21人以上	(969単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +43単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+75単位				
	(四)(一) から(三) 以外の場 合	(a)定員10人以下	(604単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +87単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+187単位				
		(b)定員11人以上20人以下	(402単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +23単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+125単位				
		(c)定員21人以上	(302単位)			(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +43単位 (3) その他の 従業者の場合 +30単位	+75単位				

基本部分		注																																														
利用者の数が利用定員を超過する場合	配属すべき従業員(配属先支援管理責任者)を欠く程数が不足しない場合(1.3につき)	異常発達支援管理責任者の任命が基準に満たない場合(1.3につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束後未実施減算	児童指導員等追加加算(1.1につき)	専門的支援加算(1.1につき)	看護職員追加加算(1.1につき)	共生型サービス体制強化加算																																						
(2)区分2(3時間未満)	(一)医療的ケア児(32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)	算算が適用される日から2月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×56/100	算算が適用される日から4月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×50/100				<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +87単位 (2) 児童指導員等の場合 +23単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+187単位																																							
		(b)定員11人以上20人以下 (2,393単位)									<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+125単位																																				
		(c)定員21人以上 (2,295単位)											<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +48単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+75単位																																		
	(二)医療的ケア児(16点以上32点未満の場合)	(a)定員10人以下 (1,591単位)													算算が適用される日から2月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×56/100	算算が適用される日から4月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×50/100				<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +87単位 (2) 児童指導員等の場合 +23単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+187単位																											
		(b)定員11人以上20人以下 (1,393単位)																					<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+125単位																								
		(c)定員21人以上 (1,295単位)																							<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +48単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+75単位																						
	(三)医療的ケア児(16点未満の場合)	(a)定員10人以下 (1,258単位)																									算算が適用される日から2月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×56/100	算算が適用される日から4月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×50/100				<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +87単位 (2) 児童指導員等の場合 +23単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+187単位															
		(b)定員11人以上20人以下 (1,060単位)																																	<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+125単位												
		(c)定員21人以上 (962単位)																																			<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +48単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+75単位										
	(四)(一)から(三)以外の場合	(a)定員10人以下 (591単位)																																					算算が適用される日から2月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×56/100	算算が適用される日から4月まで ×10/100 3月以上継続して算算の場合 ×50/100				<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +87単位 (2) 児童指導員等の場合 +23単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+187単位			
		(b)定員11人以上20人以下 (393単位)																																													<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位 	+125単位
		(c)定員21人以上 (295単位)																																														

基本部分		注	
利用者の数が利用定員を超過する場合	配属すべき従業員又は委託業者の人数が算定を限る人数が算定をしない場合(1.3につき)	異常発達支援管理責任者の人数が算定をしない場合(1.3につき)	
	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	
	自己計画結末等未公表減算	身体拘束後未実施減算	
	児童指導員等追加加算(1.1白につき)	専門的支援加算(1.1白につき)	
	看護職員追加加算(1.1白につき)	共生型サービス実施加算	
ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1,756単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +80単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人 (1,467単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +50単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人 (1,263単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +29単位	イ 268単位 ロ 512単位
	(四)定員8人 (1,108単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +13単位	イ 240単位 ロ 500単位
	(五)定員9人 (989単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +00単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人 (893単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +00単位	イ 200単位 ロ 400単位
	(七)定員11人以上 (686単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +00単位	イ 133単位 ロ 266単位
ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (2,038単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +80単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人 (1,706単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +50単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人 (1,466単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +29単位	イ 268単位 ロ 512単位
	(四)定員8人 (1,288単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +13単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人 (1,150単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +00単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人 (1,038単位)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +00単位	イ 200単位 ロ 400単位

基本部分		注
	(七)定員11人以上	(810単位)
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合	(426単位)
	(2)休業日に行う場合	(549単位)
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(1)	
	(一)授業終了後に行う場合	(529単位)
	(二)休業日に行う場合	(652単位)
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(2)	
	(一)授業終了後に行う場合	(426単位)
	(二)休業日に行う場合	(549単位)

利用者の数 が利用定員 を超過する 場合	認可すべき 児童等(児 童障害支援 管理責任者 を除く)の担 数が法定に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の定数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己計画結 束等未公表 減算	身体拘束使 用未実施減 算	児童指導員 等加算加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につ き)	看護職員加 算加算 (1日につ き)	共生型サー ビス型別特 別加算
							(1) 専門職員 (通所社会士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 82単位 (3) その他の 従業者の場合 10単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位	イ 児童等が つまずき等 による事故 発生等の場 合 +181単位 ロ 児童等の 場合 +103単位 ハ 現在主又 は児童等担 当者の場合 +70単位
	児童が利用さ れる月のうち 1月まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	児童が活用さ れる月のうち 1月まで ×70/100 5月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	児童が活用さ れる月のうち 1月まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上の 時間未満 ×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上の 時間未満 ×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上の 時間未満 ×95/100				

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)

利用者負担上限経理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
---------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(Ⅰ)(月4回を限度)	※重症心身障害者を支援する療養所に限り従業員1人が80%未満の場合は月4回を限度	(1回につき84単位を加算)
--------------------	--	----------------

欠席時対応加算(Ⅱ)	(1回につき94単位を加算)
------------	----------------

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

福祉行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(Ⅰ)	(1日につき100単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき125単位を加算)
-------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人	(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者2人	(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者1人	(1日につき1,800単位を加算)
		(2)利用者2人	(1日につき960単位を加算)
		(3)利用者3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき100単位を加算)		

注 急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合

基本部分	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)

注	利用者の数 が利用定員 を超過する場 合	認可すべき 児童等(児 童福祉支援 管理責任者 を除く)の数 又は 施設が算定に ならない事 業(1日につき)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	送迎支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己計画結 束等未公表 減算	身体拘束後 止未実施減 算	児童指導員 等加算加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につき)	看護職員加 算加算 (1日につき)	共生型サー ビス体制強 化加算
---	-------------------------------	---	---	-------------------------	------------	----------------------	---------------------	---------------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
注2 同一敷地内の場合 ×70/100
注3 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身 障害児を除く)の場 合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心 身障害児 の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)
----------	--

保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×84/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×61/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×34/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)

注: 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (1,035単位)		+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×59/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

○保育所等訪問支援給付費

	注	注	注	注	注	注
基本部分	専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	身体拘束廃止未実施減算	特別地域加算
保育所等訪問支援給付費 (1,035単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×93/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
初回加算	(1月につき200単位を加算)					
家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)				
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×81/1,000)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×59/1,000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×33/1,000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)				
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×11/1,000)					
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき 所定単位×11/1,000)					
注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						